

京都市消防局訓令甲第4号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月29日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

目次中「第1節 受付（第55条・第56条）」を「第1節 削除」に改める。

第4章第1節を次のように改める。

第1節 削除

第55条及び第56条 削除

第58条の表(1)の項中「ア 建基法」を「ア 建築基準法（以下「建基法」という。）」に改める。

第59条第1号中「又は」の右に「建基法に基づく」を加え、「建築申請書」を「許可申請書」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「建築申請書」を「確認申請書又は許可申請書」に改め、同条第5号中「建築申請書」を「確認申請書又は許可申請書」に改め、「建築物の」を削り、同条の表を次のように改める。

| 確認申請書又は許可申請書の区分 | 受け付けた日から起算した日数 |
|-----------------------------------|----------------|
| (1) 同意等を行う者が局長である確認申請書又は許可申請書 | 3 日 |
| (2) 建基法第6条第1項第4号に係る確認申請書 | |
| (3) (1)及び(2)に掲げる確認申請書又は許可申請書以外のもの | 7 日 |

第63条の3の見出し中「及び計画の通知」を削り、同条第1項中「第59条」を「第57条から第60条まで」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(消防局予防部)